

確定申告・町県民税等の申告が始まります。

申告期間：2月16日(金)～3月15日(木)

町県民税の申告は、1年間（平成29年1月1日～平成29年12月31日まで）の収入状況等について申告していただくものです。

この申告は、あなたの町民税・県民税及び国民健康保険税の税額を正しく算出する基礎となるだけでなく、所得証明等の発行や年金受給の判定など広範囲に影響します。そのため、たとえ収入が無い場合や収入が少なく家族等に扶養されている場合でも申告は必要となりますので、申告書が届きましたら3月15日(木)までに必ず提出してください。

また、税務署から確定申告書の用紙または申告のお知らせハガキが送られている方は、忘れずにご持参ください。

【受付会場】

◎本庁舎 本庁舎1階 税務課窓口（正面玄関入って左）

◎分庁舎 分庁舎1階 103会議室（エスカレータ奥）

《個人番号の記載について》

28年分以降の確定申告には個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。昨年度個人番号を記載して申告書を提出された方でも毎年個人番号の記載が必要になります。

《待ち時間短縮のためにご協力下さい》

事業所得や不動産所得のある方で確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付することになっています。申告受付時に各種領収書などを提示されますと、書類の作成に多くの時間を要してしまいます。必ず事前に作成してご来庁ください。

《医療費控除の領収書の提出が不要になりました》

29年分以降の確定申告から、医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用を受ける場合は領収書の提出に代えて「医療費控除に関する明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」（様式は役場窓口又は国税庁HPにあります）の提出が必要となりました。事前に明細書を作成して提出をお願いします。詳しくは10ページ上段をご覧ください。

○申告をしないと…

○賦課資料がないため、公営住宅や児童手当、保育料、私学助成、融資関係などの手続きに必要な所得証明書や、課税証明書・非課税証明書等の発行ができません。

○国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定資料となりますので、申告をしないと軽減制度の適用等を受けることができません。

【所得税の申告】

給与所得、年金所得以外に次のような所得がある方は、申告が必要な場合がありますので、昨年1年間の収入をもう一度確認しましょう。

- 地代や家賃収入……………（不動産所得）
- 土地や建物などを売った収入
……………（譲渡所得）
- 生命保険契約等の満期保険金等
……………（一時所得）

※2ヶ所以上から給与を受けており年末調整をしていない方、年末調整をされた方で給与以外の所得が20万円を超える方は、申告が必要となります。

国税庁ホームページで、確定申告書などの作成ができます。

<http://www.nta.go.jp>

◇自宅や事務所から国税の申告等の提出や納税ができます。事前に電子証明書の取得、届出書の提出他の手続きが必要です。

詳しくはe-taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告書の作成に必要なもの

- ①印鑑
- ②還付金のある方は、本人名義の預金口座の分かるもの
- ③個人番号カード、又は 番号通知カード+免許証 等
- ④申告に必要な書類（下の条件を参考に、ご持参下さい。）

医療費控除・セルフメディケーション税制の適用を受ける人

- ①源泉徴収票
- ②医療費控除に関する明細書又はセルフメディケーション税制の明細書
- ③高額療養費や保険等で補てんされた金額のわかる書類

※セルフメディケーション税制の適用を受ける人は健診結果の写し等が必要になります。詳しくは次頁をご覧ください。

公的年金受給者

- ①源泉徴収票
- ②生命保険料、地震保険証明書等所得控除に必要な書類
- ③健康保険料の支払額が分かるもの

年の途中で退職し、再就職していない人

- ①源泉徴収票
- ②生命保険料、地震保険証明書等所得控除に必要な書類
- ③健康保険料・国民年金保険料の支払額が分かるもの

用地買収等により譲渡所得があった人

- ①源泉徴収票
- ②売買契約書等（譲渡価格や契約内容等のわかる書類）
- ③収用証明書・買取りの申出書・買取り等の証明書
（公共事業用地等に供するため譲渡した場合）

【町県民税等の申告】

町県民税等の申告は、平成30年1月1日現在、南部町に住所がある全ての方（未成年を除く）が対象となりますが、次のような方は、申告を省略できます。

- ①平成29年中の所得が給与所得（1ヶ所のみからの受給）のみで、給与から町県民税が引かれている方
- ②税務署へ所得税の確定申告書を提出する方

※①に該当する方には、あらかじめ申告書は送付していませんが、退職等により申告が必要なのに届いていない場合は、お手数ですがご連絡下さい。

申告時に持参する書類等

- 1、町県民税の申告書と印鑑
- 2、平成29年分の源泉徴収票の原本（給与・年金収入のある方）
- 3、収支決算書（個人事業をされている方）
- 4、平成29年中に支払った国民年金保険料の支払証明書または領収書、生命保険・個人年金・地震保険等の控除証明書
- 5、個人番号のわかる書類、身分証明書等本人確認のできる書類

※ご注意

シルバー人材センター、内職等からの収入は所得となりますので、必ず申告してください。